



警戒情報

長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第118号)

配信日 平成28年10月5日

長崎県消費生活センターからの情報です。

パソコンの警告表示

〈相談事例〉

パソコンを操作中に突然「あなたのパソコンはウィルスに感染しています。ウィルス除去をサポートします。」という画面が表示され、パソコンが動かなくなった。画面には会社名と連絡先が書いてあったので、セキュリティソフトのサポートサービスと思い電話し、遠隔操作でパソコンを調べてもらおうと、「75個のウィルスに感染している。速やかに除去する。2年間のサポート付きで4万円。」と勧誘された。

怪しいと思ったが、早く直したかったので契約し、代金はクレジット決済した。詐欺ではないのか。(40代 男性)

〈消費者センターからのアドバイス〉

- この事例は、パソコンを動かなくしたうえでサポートサービスと思わせて連絡させ、強引な勧誘をするケースです。セキュリティソフトが有効でない状態で不審なサイトを閲覧すると、ウィルスに感染することがありますので、セキュリティソフトは常に最新かつ有効な状態にしておきましょう。
- 遠隔操作でよく知らない業者にパソコンを扱わせるのは大変危険です。個人情報などパソコン内の情報が危険にさらされます。
- ウィルス除去やシステムの修復など技術的な問題は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の「情報セキュリティ安心相談窓口」を活用しましょう。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間]火曜日～日曜日、祝日 午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)